



ITEMに参加される方へ

公取協JIRA支部



説明内容

1. 規約上の注意点
2. 会場入場券について
3. 学会場において注意すること
4. アウトサイダーについて

ITEMに参加される方へ 規約上の注意点

- 医療機器業公正取引協議会が景品表示法に基づき消費者庁と公正取引委員会に届出し受理された公正競争規約が適用されます

医療機器業界の自主ルール

正常な商慣習の確立のために

① 倫理綱領

社会に対し、良いことをする

② 企業行動憲章

事業行動に対する企業経営者の責務

③ プロモーションコード

良いことをするために守るべきこと、
してはいけないことを例示

④ 公正競争規約

景品類提供の制限



公正競争規約の立場より 注意すること

●会場入場券について

企業の封筒に入れて送付したり、企業名を押印して送付することは、規約では、費用の肩代わりとみなされ規約違反になる可能性があります。

注意！

入場券はJRCが得意先に配布するものです。



公正競争規約の立場より 学会場において注意すること

・学会での案内等の手伝いについて

- ・ 要請に応ずる場合は、複数社で対応してください。
- ・ 同一資本系列(子会社等)や自社代理店との対応は認めていません。

公正競争規約の立場より 学会場において注意すること

- ・ 接待 . . . 商談・会議等を円滑に進行させるために副次的に行うものです。
一人当たり10,000円を超える接待はできません。また、2次会は禁止されています。
- ・ 饗応 . . . 飲食物や娯楽等の提供それ自体を目的とし、接待の範囲を超えるもの—饗応は取引誘引行為として不当なものとなり規約違反になります。



公正競争規約の立場より 学会場において注意すること

- 学会等の展示会において形状見本を配布すること

学会等の展示会で形状見本を配布することは、規約上の配布の要件を充たしません。規定の範囲内でも提供することはできません。



・ アンケートの謝礼は

学会場にて調査の場合1千円を越えない範囲と決められています。(来場記念品等と提供できる内容は同じです。)

(注意)

記載内容が名目実態に合わないものは認められません。

学会展示会場でのアンケートに名を借りた景品類の提供は規約に違反します。



公正競争規約の立場より 学会場において注意すること

学会併設自社展示会場の来場者への記念品等 について

- **来場記念品**

- **市価で1千円を超えない範囲で、参加者が学会や研究会で利用でき、かつ、来場者に平等に提供できるものにしてください。**

- **具体的には**

- **文具類(筆記用具・メモ帳類)**

- **カタログ等資料を入れる袋**

- **モバイル用品(ノートパソコン等のモバイルを使用する上で有用な物品)**

例えば、USBメモリー、SDカード等

※但し、携帯ストラップ等引き寄せ景品は禁止

※必ず社名・製品名等が印字されていること

- ・ **食品等(飲料や菓子類)の提供について**

※提供することはできません。

※例外として、自社ブースの中に商談コーナー等を独立して設置し、その中で医療担当者と打合せする場合に茶菓を提供することは許容されます。

公正競争規約の立場より 学会場において注意すること

- 学会において、自社の取扱い医療機器に関する研究の発表がある。併設展示会場で展示する。当該学会は自社の取り扱う医療機器の講演会等になるか？

⇒学会の主催や学会と共同開催ではない限り認められません。

サテライトセミナーも ×認められません。

- (注意)
事業者の労務提供、費用負担等について要件があります。

アウトサイダーについて

- ・ 公取協JIRA支部に加入していないので関係ない・・・

⇒違反した場合、**消費者庁**が景品表示法を基に直接調査を行います。措置内容は、大変厳しいものになります。

ITEM会場内に公取協ブースが 設営されています

- ・ 規約の周知を行い、相談を受け付けます。
- ・ 会場内を見回り監視を強化いたします。
- ・ 規約に抵触すると思われる場合は、その場で違反行為を中止するよう求めます。

国家公務員への接待等について

- ・ 国立大学等公務員の先生へ接待や進物を行うことは**国家公務員倫理規程に抵触する恐れが高い**のでご注意ください。
- ・ 相手の先生へ多大なご迷惑をかけることになります。



最後に

規約をご理解いただき遵守
していただくようお願いいた
します。